



消防署からのお知らせ



屋外で煙や炎が出る行為はすべて
消防署への届出が**必要**です



筑西消防署消防課

田畠で樹木の剪定枝や枯草などを燃やす行為や、家庭で焼き芋をするためのたき火など、屋外で煙や炎が出る行為は全て消防署（分署含む）への届出・連絡が必要です。



詳しくはこちら

屋外で煙や炎が出る行為を行う時の注意事項



消防署（分署含む）へ連絡



風がないことの確認



消火の準備

電話・窓口・FAXのいずれか
で届出・連絡してください



電話 5:00 ~ 17:00
窓口 8:30 ~ 17:00 ※ 平日のみ
FAX 24時間(受信確認のため要電話)

筑西消防署 24-4504 FAX 24-0700
川島分署 28-0119 FAX 28-3388
関城分署 37-2444 FAX 37-6144
明野分署 52-1581 FAX 52-2789
協和分署 57-3479 FAX 57-4444

市内の出火原因のトップはたき火です



火を燃やしているときはその場を離れず、燃やした後はしっかり消火してください。目を離したときに火が燃え移る危険があります。

1 届出は行為の許可ではありません

届出は、たき火などを許可するものではありません。目的や責任者、内容などについて把握するためのものです。

2 火災警報発令時は中止してください

火災警報発令時に屋外で燃焼行為をした場合は、消防法に基づいて罰せられることがありますので注意してください。

3 ゴミの野焼きは禁止されています

廃棄物を「野焼き」することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。
※一部例外あり